令和４年９月２７日

郡市区等医師会　　御中

大 阪 府 医 師 会
〔公印省略〕

COVID-19 JMAT の登録および損害保険の改定について

平素は本会事業の推進につきまして、ご高配賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、このたび別添の通り、日本医師会から通知がありました。

同通知は、先般、政府が新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を変更（重症化リスクの高い方に限定する等）することとしたため、COVID-19JMAT の損害保険について、内容を改定することを伝達するものです。

保険金の支払い対象となる「入院」について、これまで「宿泊療養や自宅療養」を含めていましたが、今後、医療機関への入院、または「重症化リスクの高い方」の「宿泊療養や自宅療養」のみ、「入院」と看做すように変更するとのことです。

「感染一時金」については、引き続き重症化リスクの有無にかかわらず、支給の対象になるとのことです。

貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますようお願い申し上げます。

＜追　記＞　JMAT は、都道府県医師会からの要請に基づき、日本医師会が要請元や他地域の都道府県医師会が編成したチームを派遣する仕組みで、COVID-19JMAT は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として特例的に派遣するものです。COVID-19JMAT 保険は、同 JMAT 活動中に新型コロナウイルス感染症に感染した場合、補償対象になるものです。

大阪府医師会　救急災害医療課　辻井
ＴＥＬ：０６－６７６３－７００３
E-MAIL：qqsaigai@po.osaka.med.or.jp